

韓国におけるミャンマー移民の在留構造の多層化： 2021年政変後の構造転換

水野，敦子
九州大学大学院経済学研究院：准教授

<https://hdl.handle.net/2324/7409319>

出版情報：韓国経済研究. 23, pp.23-43, 2026-03. 九州大学韓国経済研究会
バージョン：
権利関係：



韓国におけるミャンマー移民の在留構造の多層化

—2021年政変後の構造転換—

Multilayering of Myanmar Migrants' Residence Status in South Korea:
Structural Transformation After the 2021 Political Crisis

水野敦子*

MIZUNO Atsuko

Abstract

This paper examines the multilayering of Myanmar migrants' residence status structure in South Korea following the 2021 political crisis in Myanmar. Drawing on Bourdieu's concept of capital conversion, it analyzes how migrants strategically convert social and cultural capital into institutionalized residence statuses. Using statistical data (2019–2024) and fieldwork in Bupyeong and Gimhae, the study identifies a shift from a single-layered structure dominated by low-skilled male E-9 workers to a multilayered configuration characterized by diversified residence statuses, increased female participation, and emerging regional concentrations.

The political crisis fundamentally altered migrants' orientation from remittance-focused temporary labor to long-term settlement. Restricted return options prompted the Korean government to extend humanitarian stay (G-1), while workers pursued upward mobility to skilled worker status (E-7-4) through Korean language acquisition—a process conceptualized as strategic investment in symbolic capital. At the same time, female students (D-2/D-4) emerged as a significant new inflow, reshaping community dynamics.

Comparative analysis shows that although the two hubs have distinct formation bases—Bupyeong rooted in 1990s political refugees and Gimhae in 2000s multinational labor—both exhibit convergent patterns of multilayering through capital conversion processes. This convergence demonstrates how Myanmar migrants actively reconstitute their capital portfolios to navigate institutional constraints, transforming from temporary laborers into strategic settlement actors. This process suggests that residence status functions as a central object of capital conversion, highlighting a dynamic that is insufficiently addressed in current theoretical accounts.

Keywords: 韓国 ミャンマー移民 ミャンマー政変 雇用許可制 (EPS) 在留資格

はじめに

韓国における外国人受入れ政策は、深刻な少子高齢化を背景に、転換期を迎えている(深川・水野 2022)。2023年に策定された「第4次外国

人政策基本計画(2023-2027)」(法務部 2023)においては、熟練技能人材の戦略的誘致と定着支援が最優先課題として掲げられた。特に、雇用許可制(Employment Permit System: EPS, 在留資格 E-9)から特定活動(同 E-7-4)への移行枠¹⁾を大幅に拡大させた措置は、外国人労働者を短期的な補完労働力ではなく地域社会の構成員として再定義する国家戦略を象徴するもので

* 九州大学大学院経済学研究院准教授
Associate Professor, School of Economics, Kyushu University

ある。

こうした政策的転換の過程において動的な変容を遂げているのがミャンマー移民である。ミャンマーからの流入は、2007年の二国間覚書(MOU)締結以降、その9割以上を雇用許可制による男性労働者が占めてきた。ミャンマー国内において、韓国への労働移動は家計の向上や送金を目的とした主要な経路として位置づけられてきた(Thazin Moe 2025)。

しかし、ミャンマーにおける2021年の政変は、出稼ぎ労働者としての滞在のあり方を変容させた。帰国困難となった人々に対する韓国政府の「特別滞在措置」は、制度的に滞在延長を可能にするとともに、在留資格の多層化を加速させる決定的な転機となった(Lee *et al.* 2021)。政変は単に帰国を物理的に阻んだだけでなく、移民たちの滞在の意味付けを根本から変容させた。本国での生活基盤や期待収益が消失したことで、彼らの関心を送金のための短期滞在から、生存をかけた韓国社会への定着と資本形成へと反転させるパラダイムシフトが生じたのである。

着目すべきは、この政変後の流動的な状況が、かつて1990年代から形成されてきた難民ベースのコミュニティと親和していった点である。韓国においては、仁川市富平区を中心に政治難民・就労者・市民運動組織・少数民族組織が重層的に集積してミャンマー移民のコミュニティが形成されてきた(宣 2014)。ただし、この難民コミュニティの内実は一様ではない。そこには、1990年代の民主化弾圧から逃れ、労働者と難民

という二つの属性の間で「執行猶予のような生活(life on probation)」を送ってきた政治アクティビストたちの歩み(Kim 2012)がある一方で、2015年以降、国連難民高等弁務官事務所(United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR)が調整する「第三国定住プログラム」によりタイの難民キャンプから家族単位で受け入れられたカレン族難民の定住の蓄積がある。前者が民政期に本国への帰還を前提とした「座(Jari)」の構築を模索したのに対し(Park 2025)、後者は韓国への永住を前提とした制度的支援の下で生活空間を築いてきた。

だが、現在のミャンマー移民の動態は、これら政治的な富平の歴史的文脈への集約だけでは捉えきれない。先行研究が難民を中心としたコミュニティや(Kim 2012, 宣 2014, Park 2025)、政治活動家から社会的起業家への移行(Le 2018)を検討してきたのに対し、現在のミャンマーからの移民には、留学生や女性層といった新たな主体が、流動的な法的地位を戦略的に活用しながら、多層的な定住空間を形成し始めている。

本稿の目的は、こうした本国の危機的状況と韓国政府による制度的柔軟性が交差する中で生じている、移民側の主体的な滞在戦略と結びついた在留構造の多層化の実態を解明することにある。本稿でいう多層化とは、以下の三つの次元で同時並行的に進行する構造変化を指す。第一に、かつて非専門就業にほぼ単一化されていた在留資格が、熟練技能や留学、人道的滞在へと広がり法的地位が重層化したことを指す。第二に、男性単身労働者中心の構造から、女性留学生や専門職、帰国困難者など、異なる社会的背景を持つ主体が共存する社会的属性の多層化である。第三に、首都圏(仁川市富平区)と東南圏(慶尚南道金海市)という、政治的基盤と

1) E-7は、韓国語では「특정활동(特定活動)」と呼ばれ、専門的技術や熟練技能を持つ外国人に付与される就労資格である。その中でも2017年に導入されたE-7-4は「특정활동(숙련기능)(特定活動(熟練技能))」として、一定の技能試験に合格した外国人労働者に認められる。同制度については加藤(2025)の解説が詳しい。

実体経済基盤の異なる二つの生活圏が併存している地域的生活圏の多層化である。これらの変化は互いに独立した現象ではなく、相互に作用しながら、ミャンマー移民を定住主体へと変容させる基盤を形成している。

こうした移民側の主体的な実践を捉えるため、本稿は人的資本への投資行動を、標準的な経済学的分析よりも広義な社会構造の文脈へと拡張して捉える。具体的には、ブルデュー（Pierre Bourdieu 1986）の資本概念を分析の柱に据える。移民研究においては、ブルデューの資本概念に基づき、資本の相互転換が法的地位の上昇や移動戦略の説明に有効であることが指摘されている。特にエレル（Erel 2010）は、移民が出身国で獲得した文化資本を受入国の文脈で再構成する過程を理論化し、学歴や職業資格が国境を越える際に価値を変容させるメカニズムを明らかにした。しかし、東アジアにおける非熟練労働移民の法的地位の上昇（例：熟練技能ビザへの転換）を資本の相互転換と結びつける具体的プロセスは解明されていない。

本稿が目指すのは、ミャンマー移民が同胞ネットワーク（社会関係資本）を動員し、獲得した韓国語能力（文化資本）を、熟練技能資格（E-7-4）や居住資格といった制度化された資源へと転換させていく過程である。この動態をより精緻に分析するため、本稿はダーヴィン・ノートン（Darvin & Norton 2015）の投資モデルを援用する。彼らは言語学習への投資をアイデンティティ・資本・イデオロギーの交差点として再定義した。このモデルは、学習者が将来獲得しうる資源（経済的機会、社会的地位、法的権利など）への戦略的投資として言語学習を捉え、ブルデューの資本概念と統合することで、移民が保有する資本を再編し法的地位を上昇させるプロセスを分析する枠組みを提供する。この視

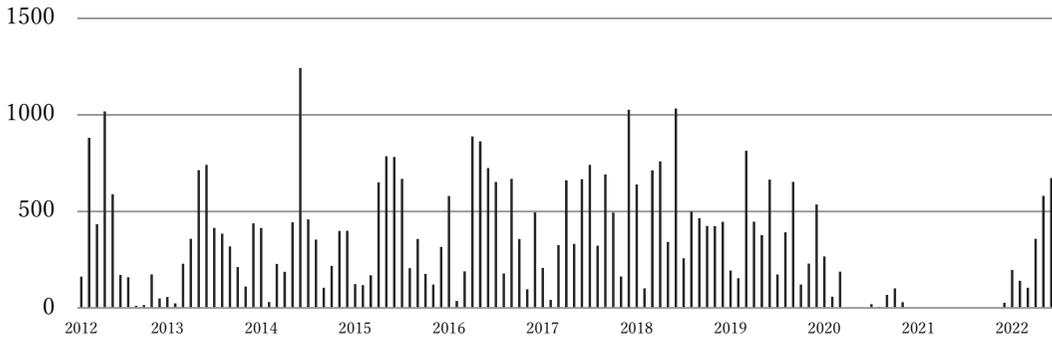
点を移民研究に接続することで、構造的制約下にあるミャンマー移民の韓国語学習を、定住を目指し期待収益を最大化しようとする合理的かつ主体的な実践として捉えることが可能となる。

本稿は以上の視角から、統計データによる量的分析と、富平・金海における現地調査に基づく質的検討を通じて、ミャンマー移民が一時的な労働力という制度的枠組みにとどまらず、多層的な定住主体へと変容していく動態に迫る。第一に、2019年以降の急速な流入増が、首都圏と東南圏という二つの集積地域において、いかなる量的拡大と地域的再編をもたらしたのかを検討する。第二に、従来の男性労働者中心の構造が、女性留学生や専門職層の参入によってどのように書き換えられたのかを明らかにする。第三に、政変後の柔軟な資格運用がE-9一辺倒の構造をいかに解体し、熟練技能（E-7-4）や留学（D-2）、人道的・一時的滞在（G-1）へと至る重層的な法的地位を形成したのかを分析する。さらに、これら三つの変化が地域的にどのように組み合わせられ、首都圏（仁川市富平区）と東南圏（慶尚南道金海市）という二つの集積地域において、ミャンマー移民がいかに定住主体へと変容しているのかを、現地調査に基づき検討する。

1. 韓国におけるミャンマー人労働者の流入増加

韓国内の在留外国人は、近年顕著に増加しており、2024年末時点において、韓国に91日以上滞在する登録外国人の数は、総人口の3.9%、201万人に達した（法務部 2025）。15歳未満の年少者を除いた在留外国人は2025年5月時点で169万人に上り、このうち外国人労働者は、110万9,000人に達している。韓国政府と二国間協定を

図1 ミャンマーから韓国への就業者数の推移



注) OWIC (Overseas Workers Identification Card) 発給数に基づく。韓国の雇用許可制度による労働者は、基本的に全員が取得する。

出所) Myanmar Statistical Information Service, Statistical Database より筆者作成。

結んだ国々から雇用許可制に基づき、送みされる「非専門職 (E-9)」が、外国人労働市場の最大のパイを占め、韓国において欠かせない労働力供給源となっている。

こうしたマクロな傾向の中で、韓国における在留ミャンマー人は、2019年の27,483人から2024年には56,034人へと倍増した (『出入国者及び滞在外国人統計』)。なお、登録外国人ベースでは同年52,034人である (『市郡区別及び国籍(地域)別登録外国人現況』)。このうち大多数を占めるE-9資格で在留するミャンマー人は、2017年の1.8万人 (全E-9の7.0%) から、2025年には3.1万人 (同10.7%) へと増加している (『移民者滞実態及び雇用調査』)。

そこで、まず、ミャンマーから韓国へのEPSによる労働者の移動が増加した経緯について整理をしておこう。韓国とミャンマーは、2007年8月にEPSのMOUを締結し、2008年からEPS労働者の受入れが開始された²⁾。2012年から2022年7月まで公表されているミャンマーの海外就職者統計によれば (図1)、コロナ禍以前の2019年まで月平均400名強、年間約5,000名が韓国に就職していた。2020年から2021年のコロナ禍と政変による一時停止ののちに、2022年に入っ

て、統計の公表されている7月までに2019年の水準に回復した。

韓国政府の国籍別EPS採用者数の統計から、コロナ禍と政変前後の推移を見れば (表1)、2022年は7,621人に急増し、2023年以降はコロナ禍以前から倍増し1万人前後で推移していることが分かる。

このミャンマーから韓国への雇用許可制による就職者数の回復と急増は、単なる経済的動機にとどまらず、若年層が自国の政治的不安定から逃れようとする動機を強く帯びている。世界銀行 (World Bank 2024) によれば、ミャンマーの貧困率は2023年時点で32.1%に達し、2020年までの民政期10年間の開発成果が完全に消失する逆行が起きている。中でも、都市部の製造業における実質賃金の暴落と、仕事の質の著しい

2) 2000年代半ばには、EPS開始前の研修生制度での就職も増えつつあったが、仲介業者を介していたため500万~700万チャット (約5,000~7,000米ドル) の高額な費用がかかっていた (Flower News, Are you certain that going to Korea? June 18, 2007. 韓国外務省HP海外報道アーカイブ https://vl.mofa.go.kr/www/brd/m_4096/view.do?seq=302264&page=264, 2026年1月18日ダウンロード)。なお、MOUによるEPSでは、労働者の実際の費用負担は、数百ドル程度である。

表1 主要出身国別 EPS 採用者数の推移

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
カンボジア	6,626	7,773	2,172	3,477	10,438	12,453	10,445
ベトナム	3,774	6,471	260	957	8,909	10,901	10,142
インドネシア	6,923	6,202	641	173	11,545	11,570	10,110
ミャンマー	6,378	4,736	700	25	7,621	10,611	9,935
総数	53,855	51,365	6,688	10,501	88,012	100,148	78,025

出所) 法務部「移民者滞在実態及び雇用調査」より筆者作成。

劣化によって大学卒業者や経験豊富な熟練労働者に見合う安定した職が失われたことが指摘されている (World Bank 2024: 40-41)。さらには2024年の徴兵制の施行といった非経済的なプッシュ要因は、若年層の移動戦略を大きく変容させた。

2000年代までミャンマーの未熟練労働力の移動先は、地理的な近接性から長らくタイやマレーシアが中心であった (水野 2025)。しかし、近年は近隣諸国への移動に加え、比較的高い賃金と法的保護が受けられる韓国と日本への移動が増加している。特に高い教育を受けた層の間で、高い賃金と法的保護が受けられる韓国の雇用許可制への関心は、それまで以上に高まった。韓国の雇用許可制の選抜プロセスは、極めて厳しい競争になっている。例えば、2024年度の製造業技能試験 (第1期) では、受験者約4万8,000人のうち、語学試験 (EPS-TOPIK) 合格者は5,540人、その後の技能試験合格者は5,377人で、最低得点率が97.5%、わずか1問のミスで不合格となる受験者が続出した。翌2025年初頭の第2期試験の希望者を含めると、受験希望者は約10万人に上った³⁾。この結果は、学習能力の高い層が韓国への就労を熱望している実態を

浮き彫りにした。彼らにとっての韓国移住は、国内の不透明さを回避し、自身の能力に見合った報酬とキャリアパスを確保するための戦略的選択としての性格を帯びている。

彼らが蓄積した人的資本は、韓国の労働市場では活用できない非専門職 (E-9) という枠組みに封じ込められるが、韓国語習得という形で再活性化され、後述する熟練技能資格 (E-7-4) への転換、さらには定住後の起業実践を可能にするリソースとなっている。本稿では、ミャンマー移民が政変後の状況下で、いかにして保有する資本を再構成し、新たな法的地位の獲得に向けた投資を行っているのかを、これらの理論的視座から明らかにする。

2. 研究方法

本研究は、統計分析とフィールドワークを組み合わせた混合研究方法による。

(1) 統計データ

韓国法務部が公表する「出入国・外国人政策統計年報」、「市郡区別及び国籍 (地域) 別登録外国人現況」、「移民者滞在実態及び雇用調査」、「国籍/在留資格別外国人入国者 (月間、年間)」を用いた。これらは、集計時点 (12月末時点のストック/年間入国者のフロー) や対象範囲 (登録外国人/入国者) に差異があるため、資料間

3) Eleven, EPS TOPIK Manufacturing Skills Test: 5,377 pass, 163 fail in first batch, Dec. 7, 2024. (<https://elevenmyanmar.com/news/eps-topik-manufacturing-skills-test-5377-pass-163-fail-in-first-batch>, 2024年12月8日閲覧)

で総数に若干の不一致が生じる。しかし、これは統計の性質によるものであり、分析上の整合性を損なうものではない。

(2) フィールドワーク

〈調査地〉

仁川市富平区および慶尚南道金海市を選定し、以下の調査を実施した。両地域は、在韓ミャンマー人の二大集積地でありながら、その形成過程と性格が対照的である。富平は1990年代以降の政治難民の蓄積を基層とするのに対して、金海は2000年代以降に形成された多国籍生活圏を基盤として発展してきた。

〈調査期間〉

仁川市：2023年10月、2024年3月、2025年3月

金海市：2025年9月

〈インタビュー〉

仁川市：支援機関関係者3名（韓国人1名、ミャンマー人2名）、

富平区内ミャンマー移民5名

金海市：支援機関関係者7名（韓国人5名、ミャンマー人2名）、

ミャンマー移民10名、

グループインタビュー1回

インタビューはミャンマー語または韓国語で実施し、調査趣旨を説明した上で、口頭で同意を得た。録音は行わず、メモと記憶に基づき記録を作成した。

〈SNS 観察〉

在韓ミャンマー人の Facebook グループおよび個人ページ（複数）を継続的に観察し、イベント情報、コミュニティ活動、移民の日常的な発信内容を記録した。

〈倫理的配慮〉

調査協力者には研究目的を説明し、同意を得た上で実施した。SNS 観察では、公開情報のみ

を利用した。個人情報保護のため、本文中では仮名を使用し、個人の特定につながる情報は伏せた。

(3) 本研究の限界

本研究のインタビュー調査のサンプルは非確率標本であり、スノーボール・サンプリングにより収集された。このため事例が偏っている可能性がある。また、富平・金海の2地域に限定した調査であり、他地域への一般化には慎重を要する。

3. 韓国におけるミャンマー人コミュニティの構造的変容：2019年-2024年

本章では、2021年のミャンマー政変の前後における、韓国内のミャンマー人コミュニティの質的な変容について、量的拡大と地域的集積、ジェンダー構成の転換、在留資格の多様化、という相互に関連する三つの変化軸から、統計データ分析を通じて検討する。

まず、第一の軸として量的拡大と地域的集積の動態を概観する。ここでは、すでに国内最大の母数を抱えていた首都圏が、全国的な人口増を上回る勢いで新規流入を吸収した一方で、東南圏に慶尚南道金海市を核とするもう一つの集積を生んだことを示す。

第二の軸では、コミュニティの性格を塗り替える決定的な要因となったジェンダー構成の転換に焦点を当てる。2019年時点の殆どを男性が占めた構造から、女性入国者が増加した現在の構造へのシフトを、地域別の差異に着目して記述する。

第三の軸として、本稿の核心的な論点である在留資格の多様化を詳述する。かつての「非熟練労働 (E-9)」一辺倒の構造から、政変後に急

増した「留学・研修 (D-2/D-4)」、および「特定活動 (E-7-4)」や「居住 (F系)」への資格転換がもたらした多層的な社会構造について分析を行う。

これらの三つの変化軸は独立した現象ではなく、互いに補完し合うことで現在のミャンマー人社会の特異性を形作っている。各節での検討を通じて、ミャンマー移民がいかに定住主体へと変容した構造的背景を浮き彫りにする。

(1) 量的拡大と地域的集積の深化

韓国内におけるミャンマー人コミュニティの変容を理解する上での前提は、2019年から2024年にかけて約2倍に増加した「量的拡大」である。しかし、より重要な事実は、人口が全国に等しく拡散したのではなく、特定の地域で集積が深化した点にある。

表2は、2019年と2024年における在韓ミャンマー人の性別・地域別の構成を整理したものである。まず、集積の最大拠点である首都圏（ソウル・仁川・京畿）に注目すると、2019年の約1.6万人から2024年には約3.1万人へと増加し、全国のミャンマー人の約56.9%がこの圏域に集中している。すでに強固な同胞ネットワークが存在していた首都圏が、さらに流入人口を飲み込んだ形である。首都圏の中でも、仁川市富平区は379人から914人へと2.41倍に増加しており、後述するように政治難民の歴史的基層を持つ重要な集積地である。

次いで、東南圏（釜山・蔚山・慶南）全体の伸び率は全国平均を下回る1.78倍に留まるが、その内部を見ると慶尚南道金海市が762人から1.95倍に増加して、地方都市では最多の1,486人に上る。一方、忠清圏全体の伸び率は全国平均を上回っているが、現在のところ、特定の市区町村への集中は見られず、今後、同地に新たな

集積地が形成される可能性があるだろう。

このように、ミャンマー移民は全国に分散しているわけではなく、首都圏と東南圏の特定地域に集積している。特定のエリアに一定以上の人口規模（クリティカル・マス）が形成されたことは、次節で述べるジェンダー構成の変化や在留資格の多様化が、具体的な「商圈」や「知識層のネットワーク」へと結実するための物理的な土台となっている。

(2) ジェンダー構成の転換：女性の流入とコミュニティの多層化

地域的集積の深化と並行して起きた最も劇的な構造変化は、在留者のジェンダー構成の転換である。表2から在留ミャンマー人の男女別の人数を確認すれば、2019年時点の在留ミャンマー人社会は、女性比率がわずか4.8%（767人）にとどまる極端に男性に偏った社会であった。しかし、2024年には女性数が7,649人へと6.9倍に急増し、全体の17.3%を占めるまでになっている。この変化は、コミュニティの内部に決定的な多層化をもたらした。

女性の7割弱が首都圏に居住しているが、ジェンダー・シフトのダイナミズムが最も顕著に現れたのは、地方の集積拠点である慶尚南道金海市である。表2が示す通り、2019年当時の慶尚南道におけるミャンマー人女性はわずか11人に過ぎなかったが、2024年には女性数は253人へと23倍に増加した。その大多数が集中する金海市では同期間に4人から182人へと45.5倍もの増加を記録している。

ここで注目すべきは、この流入女性の多くが従来の「家族帯同による定住化」という文脈とは異なる性質を持っている点である。後述する在留資格の分析でも明らかになるが、流入した女性には単身の留学生や専門的な資格を持つ層

表2 在韓ミャンマー人の地域別人数の変化 (2019-2024年)

	在留者数						地域別構成比 (%)						増加倍数		
	2019			2024			2019			2024			2019/2024		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
小計	16,015	15,248	767	30,563	25,274	5,289	58.3	57.8	68.4	56.9	56.9	69.1	1.91	1.66	6.90
首都圏	12,283	12,078	205	21,620	19,534	2,086	44.7	45.8	18.3	44.0	44.0	27.3	1.76	1.62	10.18
	1,016	715	301	3,230	1,313	1,917	3.7	2.7	26.8	3.0	3.0	25.1	3.18	1.84	6.37
	2,337	2,175	162	4,799	3,814	985	8.5	8.3	14.4	8.6	8.6	12.9	2.05	1.75	6.08
	379	280	99	914	613	301	1.4	1.1	8.8	1.4	1.4	3.9	2.41	2.19	3.04
小計	4,867	4,716	151	8,656	7,735	921	17.7	17.9	13.5	17.4	17.4	12.0	1.78	1.64	6.10
東南圏	2,362	2,351	11	3,987	3,734	253	8.6	8.9	1.0	8.4	8.4	3.3	1.69	1.59	23.00
	762	758	4	1,486	1,304	182	2.8	2.9	0.4	2.9	2.9	2.4	1.95	1.72	45.50
	1,276	1,169	107	2,312	1,879	433	4.6	4.4	9.5	4.2	4.2	5.7	1.81	1.61	4.05
	467	438	29	871	818	53	1.7	1.7	2.6	1.8	1.8	0.7	1.87	1.87	1.83
小計	3,056	2,947	109	7,350	6,437	913	11.1	11.2	9.7	14.5	14.5	11.9	2.41	2.18	8.38
忠清北道	1,025	1,006	19	2,047	1,892	155	3.7	3.8	1.7	4.3	4.3	2.0	2.00	1.88	8.16
忠清南道	1,737	1,689	48	4,666	4,041	625	6.3	6.4	4.3	9.1	9.1	8.2	2.69	2.39	13.02
大田広域市	86	56	30	274	156	118	0.3	0.2	2.7	0.4	0.4	1.5	3.19	2.79	3.93
世宗特別自治区	208	196	12	363	348	15	0.8	0.7	1.1	0.8	0.8	0.2	1.75	1.78	1.25
大邱慶北圏	1,853	1,793	60	3,214	2,759	455	6.7	6.8	5.3	6.2	6.2	5.9	1.73	1.54	7.58
湖南圏	2,126	2,018	108	4,311	3,261	461	7.7	7.7	9.6	7.3	7.3	6.0	2.03	1.62	4.27
その他	707	677	30	929	836	93	2.6	2.6	2.7	1.9	1.9	1.2	1.31	1.23	3.10
計	27,483	26,361	1,122	52,034	44,385	7,649	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.89	1.68	6.82

出所) 法務部「市郡区別及び国籍(地域)別登録外国人現況」より筆者作成。

が含まれており、彼女たちは男性労働者主体であった既存のコミュニティに新たな機能を付加する主体となった。女性の流入は、単なる人口増にとどまらず、コミュニティ内部に多様なサービス需要と、それを支える新たな社会関係資本をもたらした。多様な在留資格者が交差するネットワークは、情報の非対称性を解消し、経済的な相乗効果を生む基盤となっている。女性たちの参入は、消費者としての役割にとどまらず、後述する在留資格の多様化と相まって、コミュニティ内での商圈を維持・拡大させる重要なプレイヤーとしての役割を担っている。このように、2021年を境とした女性の急増は、ミャンマー人社会を単一の労働力集団から、内部に多様な役割と機能を持つ多層的な社会集団へと変容させたのである。

(3) 在留構造の質的変容：「E-9単一構造」から の多層化

韓国におけるミャンマー人コミュニティの変容を理解する上で最重要の出発点は、コロナ禍および本国の政変以前である2019年末時点の、均質な在留資格構造にある。表3によれば、当時の在留者総数の85.8%にあたる25,183人が「非専門就業 (E-9)」、すなわち雇用許可制に基づく期限付きの男性の単身出稼ぎ労働者によって占められていた⁴⁾。彼らにとって、韓国は数年間働き貯蓄する出稼ぎ先であり、社会の定住や厚みを支える「特定活動 (E-7)」や「留学 (D-2)」

などの資格者は、コミュニティの周辺的な存在にとどまっていたのである。

しかし、2024年末に至るまでの5年間で、この構造は大きく変化している。まず特筆すべきは、かつての「出稼ぎ労働者」が韓国社会に不可欠な熟練技能者へとその地位を確立し、定住へのパスを確保した実態である。2019年にわずか38人だった「特定活動 (E-7)」は、2024年には2,899人へと76.3倍に急増した。統計上はE-7の詳細な内訳を把握できないが、ミャンマー人のE-7保持者の大半はE-7-4 (特定活動・熟練技能) である。E-7-4は、一定の基準を満たす外国人労働者に認められる正規の就労資格であり、E-2 (居住) 経て E-5 (永住) への道が開かれている点で、非専門就業 (E-9) や人道的・一時的滞在 (G-1) とは決定的に異なる。このE-7-4への移行は、彼らが韓国社会で培った技能という身体化された文化資本を、安定した在留資格という制度的資本へと転換することに成功した事例と言える。加えて、現場労働から専門技能職へと「上昇」した層がコミュニティの新たな中核として台頭したことを意味している。

これと並行して、コミュニティに知力と新たなジェンダーのエージェンシーを注入したのが教育層の拡大である。留学 (D-2) と一般研修 (D-4) を合わせた在留者数は、5年前の1,144人から7,677人へと7倍に増加した。ここで重要なのは、この層の約7割を女性が占めているという事実である。雇用許可制が原則として男性に限定される中で、留学が女性にとって代替的な移動経路として機能していることを示している。

さらに、帰還路を断たれたことによる人道的・一時的滞在 (G-1) が90人から6,560人へと73倍に増加した。統計上はG-1の詳細な内訳を把握できないが、ミャンマー人のG-1保持者の大半はG-1-99 (その他の事由) である。この資格は、

4) 韓国の低熟練外国人労働者受入れの枠組みとして、雇用許可制 (E-9) 以外に、季節労働者の受入れ (在留資格E-8) と、船員 (同E-10) がある。ミャンマーからのE-9は基本的に男性に限られてきた。2024年に女性の受入れが開始されたが、現在まで実績は少ない。また、季節労働者は、地方自治体間のMOUに基づくものと、結婚移民 (F-6) の家族の呼び寄せがある。ミャンマーは季節勤労者のMOUは締結されておらず、後者に限られる。

表3 在韓ミャンマー人の在留資格別人数の変化 (2019-2024年)

	2019			2024		
	計	男	女	計	男	女
外交・査証免除・短期滞在	1,250	950	300	1,032	678	354
留学研修 小計	1,144	462	682	7,677	2,053	5,624
留学 (D-2)	684	246	438	3,243	731	2,512
技術研修 (D-3)	36	36	0	37	37	0
一般研修 (D-4)	348	155	193	4,287	1,255	3,032
文化・宗教・取材 (D-1, 5, 6)	76	25	51	110	30	80
企業・駐在 (D-7, 8, 9)	3	3	0	9	5	4
求職 (D-10)	40	15	25	275	73	202
熟練技能・専門職 小計	52	29	23	2,927	2,838	89
特別活動 (E-7)	38	21	17	2,899	2,830	69
その他 (E-1～6)	14	8	6	28	8	20
非専門職 小計	26,080	26,077	3	33,670	33,665	5
季節勤労者 (E-8)	-	-	-	3	2	1
非専門職 (E-9)	25,311	25,308	3	32,667	32,663	4
船員 (E-10)	769	769	0	1,000	1,000	0
居住・家族 (F-1～5)	431	213	218	1,258	451	807
結婚移民 (F-6)	196	46	150	393	68	325
人道的・一時的滞在 (G-1)	90	65	25	6,560	5,804	756
その他	8	7	1	113	89	24
総数	29,294	27,867	1,427	53,914	45,724	8,190

出所) 法務部「出入国者及び滞在外国人統計」より筆者作成。

当初2020年のコロナ禍において帰国困難となった外国人に運用されていたものが、2021年2月の軍事政変以降、帰国が困難となったミャンマー人への発給が急増したものである。1980年光州民主化運動の経験を持つ韓国社会が、軍事政権下で民主化を求めるミャンマー市民に対して共感的な姿勢を示したことも、こうした制度運用の背景として指摘できよう (Lee et al., 2021)。G-1-99は原則6ヶ月の在留期間が認められ、延長申請が可能であるが、あくまで一時的な在留を認めるものであり、定住への道筋は明確ではない。他方、居住・家族 (F-1～F5) も3倍に増加しており、今後の定住者の増加が示唆される。

直近2024年の新規流入動向 (表4) をみれば、

この多層化のプロセスがさらに顕著になっていることがわかる。2024年に91日以上滞在のミャンマーからの総入国者は、過去最多の13,213人に達しており、このうち雇用許可制の非専門職 (E-9) は、8,799人で66.6%に低下している。単なる労働力の補填を超えた「質の変化」が現在進行形で加速していることがわかる。男性に限れば、現在においても新規入国者の83.9%が「非専門就業 (E-9)」の枠組みで入国している。しかし、すでに述べたように、彼らは、選抜試験で高得点を記録した若者層であり、入国後の迅速な言語習得や、熟練技能資格 (E-7-4) への転換、さらには後述するような店舗経営を可能にする人材となっている。一方、その他の資格での入国者は33.4%に上り、女性については、

表4 2024年に入国したミャンマー人の在留資格別人数

		計	男	女
非熟練職	小計	9,362	9,355	7
	非専門就業 (E-9)	8,799	8,798	1
	船員 (E-10)	543	543	0
	季節労働 (E-8)	20	14	6
熟練技能・専門職	特定活動 (E-7)	74	70	4
留学・研修	小計	3,171	900	2,271
	留学 (D-2)	374	73	301
	一般研修 (D-4)	2,792	823	1,969
	技術研修 (D-3)	5	4	1
居住・同伴家族	小計	267	31	236
	訪問同居 (F-1)	21	3	18
	居住 (F-2)	1	1	0
	同伴 (F-3)	245	27	218
	永住 (F-5)	1	0	1
結婚移民 (F-6)		30	2	28
その他		308	126	182
総計		13,213	10,484	2,729

注) 91日以上滞在者に限る。

出所) 「国籍・在留資格別外国人入国者 (月間、年間)」より筆者作成。

83.2%が「留学・研修 (D-2, D-4)」である。これは、在留者数で見られた高学歴層の蓄積が、今後さらに進んでいくことを示唆している。

加えて、居住・同伴家族 (267人) や人道的配慮を含む「その他」の流入 (308人) が一定数存在していることも看過できない。特に「同伴 (F-3)」で入国した女性たち (218人) は、既に韓国で基盤を築いた熟練労働者や留学生の家族であり、コミュニティが個人の出稼ぎから定着へと移行しつつあることを示唆している。

以上、本章での統計分析からは、かつての『単身・男性・非専門職 (E-9)』一辺倒の構造から、高度な技能を有する定住層、教育を目的とした女性層、そして人道的に保護された滞在層が重なり合う、重層的な構造へと移行していることが明らかとなった。この在留ミャンマー人の資

格多様化は、ミャンマー人が集積地域において、その歴史的背景と呼応しながら異なる拠点性を生み出していると考えられる。次章では、現地調査に基づき、これら統計上の変化が具体的な地域において、いかに発現しているかを詳述する。

4. 集住地域の事例分析：富平と金海の比較

本章では、前章で明らかになった統計上の多層化が、具体的な地域空間においてどのように現れているのかを、富平と金海の現地調査に基づき検討する。両地域の比較は、単なる地域差の記述ではなく、ミャンマー移民の多層化がいかなる時間軸と社会的基盤の上で形成されるのかを明らかにするための分析枠組みである。

富平は1990年代の政治難民の受け入れを起点とし、長期滞在者が一定規模で蓄積してきた地

域である。一方、金海は多国籍生活圏の中で、一時滞在の労働者層が中心であったところに、2021年以降、多様な層の流入が拡大し定住化が進みつつある地域である。こうした定着層の有無と形成の時間軸の違いが、地域ごとのネットワークの性質に影響を与えている。

本章では、両地域が異なる形成過程を持ちながらも、政変後の流入増と在留資格の多様化を通じて、いかに共通して多層的な定住空間を形成しつつあるのかを明らかにする。

(1) 仁川・富平：政治的定住層による基盤

仁川市富平区のミャンマー人街は、富平駅（特に5・6番出口周辺）から西側に延びる路地を中心に形成されている。駅に隣接する大型ショッピングセンターのグランドフロアにも複数のミャンマーショップが入っている。駅を出て数分歩くと、韓国語の看板に混じってミャンマー語の看板が目に入るようになる。路地には、ミャンマー料理店、食材店、携帯ショップ、送金サービス、雑貨店、旅行社が軒を連ね、ホテル街にはミャンマー語で案内が掲示されている。路面には、ミャンマー人が嗜む嗜みタバコ（コンヤ）の赤い染みが点々と残り、ミャンマー生活文化がそのまま路面に刻まれているような印象を与える。北側の大通りには、ベトナムやタイなどの商店も混じるが、その数は圧倒的に少ない。雑居ビル内には多数のミャンマー商店だけでなく、ビルマ仏教寺院や法要スペースがあり、金色の仏像や布飾りが並ぶ。週末には、ミャンマー人が集まり、祈り・法話・コミュニティ行事が行われる。さらに、ミャンマー移民らによる互助組織が点在し、労働や生活相談が行われている。ミャンマー国内で地震や軍事弾圧が起きると、店先には募金ポスターが貼られ、駅前ではデモが行われる。この一帯は、単なる商

店街ではなく、ミャンマー人が集い、情報を交換し、政治的な出来事に反応する“公共圏”としての機能も持つ。

①政治難民の歴史的基層としての富平

富平のミャンマー人集住は、既存研究（Lee 2018, Park 2025）が示すように、1990年代以降の政治難民の到来を起点としている。彼らの多くは1980～90年代の民主化運動に関わり、韓国入国後に難民認定を求めた人々であり、長期にわたる不安定な在留のもとで韓国の市民社会と連帯しながら「政治難民」としての自己認識を形成してきた。韓国の難民認定制度は一貫して厳格であり、2024年時点の累計難民認定者は1,544人ととどまる。しかし、その中で最も大きな国籍グループを占めているのがミャンマーであり、累計474人（30.7%）と全体の約3割を占める。これは、1990年代以降の民主化弾圧を背景に韓国へ逃れたミャンマー政治難民が、制度的にも韓国の難民受入れの中心を構成してきたことを示している。すなわち、富平区に形成されたミャンマー人コミュニティは、厳格な難民制度の中で例外的に認定された政治難民の蓄積によって成立した歴史的基層を持つ。

この制度的背景は、宣（2014）が指摘するように、富平が政治難民・就労者・市民運動組織・少数民族組織が重層的に集積する拠点として発展してきた理由を裏付けるものである。難民認定まで10年近くを要するケースも少なくなく、この過程で構築された政治的ネットワークは、富平におけるミャンマーコミュニティの基層をなしている。ただし、この政治難民層は、韓国社会への永住を前提としていたわけではない。2011年以降の民政期には、多くの政治難民が本国の民主化の進展を受けて帰国を試みており、彼らが富平で構築した基盤は、帰国を前提

とした仮の居場所としての性格を帯びていた (Park 2025)。すなわち、富平に形成された政治難民コミュニティは、制度的には保護の対象として位置づけられながらも、生活実践としては一時的な空間という二重の性格を持っていた。帰国志向を内包した基層が、後続のカレン族難民の定住者が接続していく際の空間的・社会的な土台となった。

2015年以降、富平には UNHCR の第三国定住プログラムによってカレン族難民16家族 (86名) が受け入れられた (UNHCR 2017)。これにより、政治難民の基層に新たな生活層が重なる形でコミュニティが拡大した。富平が定住先として選定された背景には、既に同地の工場で多くのミャンマー人を含む多数の労働者が就労し、外国人支援センターをはじめとする多様な支援インフラが整備されていたことがある。すなわち、難民の定住支援をゼロから構築するのではなく、既存の支援インフラやミャンマー移民のコミュニティに統合する形で、再定住難民の受け入れが行われたのである。この制度的・空間的な統合によるカレン族の定住は、富平のミャンマー人コミュニティに「民族的多様化」をもたらすと同時に、帰国を志向する政治難民とは異なる定住層を形成し新たな厚みを加えた。

②難民認定者による起業実践

富平におけるミャンマー人の経済活動は、2010年代後半の EPS 労働者流入以前から、難民認定者を中心に展開されていた。李 (Lee 2018) や朴 (Park 2025) が詳述するように、政治難民として来韓した人々の中には、韓国で蓄積した法的知識を活用し、同胞労働者への相談業務を提供する事業を立ち上げる者がいた。彼らの活動は政治活動主義が社会的起業へと移行したものであり、協同組合形式でビジネスを運営する

ケースも見られた。難民認定という制度的地位 (F-2相当の安定した在留資格) は、彼らに長期的な事業計画を可能にし、同胞ネットワークを通じた政治的連帯を、商業的な顧客基盤へと転換する基盤となった。難民認定者による起業は、制度化された地位 (象徴資本) を基盤に、政治ネットワーク (社会関係資本) を経済活動へと転換するプロセスとして理解できる。難民層の起業は、安定した法的基盤の上で、保有する資本を再編成し新たな経済空間を創出する実践である。ミャンマー労働福祉センター⁵⁾の共同代表者である M 氏の事例も、この文脈に位置づけられよう。2000年に来韓し10年以上工場勤務した後、富平でレストラン経営に転じた彼の軌跡は、労働者として蓄積した経験 (人的資本) と同胞ネットワーク (社会関係資本) を、安定した法的地位を基盤に経済資本へと転換させた実践として理解できる。

こうした難民層による起業は、後述する EPS 労働者層の起業とは異なる性格を持つ。難民認定者は当初から長期滞在を前提とした安定的地位を有しており、その基盤の上で政治的ネットワークを経済活動へと接続させた。これに対し、EPS 労働者層の起業 (4-2で後述) は、E-9という不安定な資格から E-7-4への上昇移動を経て初めて可能になるものであり、資本転換のプロセスそのものが異なる。

5) 同センターは、ミャンマー移民の互助組織として設立され、報道によれば、外部援助を受けることなく会員500人の会費で運営されている。The Korea Times 'Welfare center for Myanmar [sic] workers wins Minu Memorial Award'. Nov 18, 2021. (<https://www.koreatimes.co.kr/southkorea/globalcommunity/20211118/welfare-center-for-myanmarrese-workers-wins-minu-memorial-award> 2022年5月27日ダウンロード)

③ EPS 労働者流入後の多層化と拡張

2010年代後半以降、雇用許可制によって流入した非熟練労働者が増加すると、富平では彼らの日常生活を支えるサービス産業が急速に立ち上がった。富平で最大規模のミャンマー料理店主によると、2022年以降、さらに増加した。同店は、ソウル市内にも支店を開いており、ミャンマーコミュニティのフットサル大会のスポンサーをしている。店内にはそのトロフィーが多数飾られている。2025年3月時点の筆者の観察では、ミャンマー料理を提供するレストランや食材店が数十店舗規模で集積し、携帯電話・送金サービス、在留手続きの支援を行う事務所など、移民の生活基盤を支える店舗が街区に密集している。仁川市内の工業労働者が多く集まるため、街には男性の姿が目立つ。飲食店の客も殆どが男性である。2021年の政変後の帰国困難層や新たな入国者は、この歴史的基層に接続し、富平は政治・情報のハブとして更に活性化したのである。

富平のミャンマーコミュニティの形成には、自治体レベルの支援体制も寄与している。2024年の国の予算削減により外国人労働支援センターの閉鎖が相次ぐ中でも⁶⁾、仁川市は維持している。同センターの前任および現職の相談員であるミャンマー人女性はいずれもミャンマーに駐在していた韓国人男性と結婚した結婚移民であり、センターでは労働者の相談対応、通訳、

在留手続きの支援を担っている。

彼女らが対応する相談内容は、単なる労働相談にとどまらない。政変後の流動化した状況の中で、在留期間の延長、E-9からE-7への資格変更といった、法的地位の再構築に関わる相談が急増しているという。相談員らによれば、ミャンマー人の不法滞在者が比較的少ない背景には、こうした制度的ルートを積極的に活用し、資格変更を目指す人が多いことがある。ここで注目すべきは、富平のコミュニティが、制度的支援を受けながら法的地位を再編するための制度アクセスのハブとして、社会関係資本から制度化された文化資本への転換を媒介する装置として機能している点である。

結婚移民として安定した法的地位を得た相談員たちは、韓国の法制度や行政手続きに関する知識を蓄積している。E-9やG-1といった不安定な資格で滞在するミャンマー人労働者は、同胞である相談員との信頼関係（社会関係資本）を通じて、この制度的知識にアクセスする。その結果として得られる上位資格（E-7-4やF-2）は、居住権取得や家族帯同、さらには起業といった将来の選択肢を拡大する基盤となる。前任の相談員は2024年の退任後、富平駅近くに店舗を構えて在留資格手続きなどのコンサルタント業を開始し、さらに2025年には、ミャンマー料理レストランを開業した。彼女自身の軌跡は、結婚移民として獲得した安定的地位を基盤に、制度的知識（文化資本）を経済資本へと転換させる実践の典型例である。同時に、制度的支援と生活圏の双方をつなぐ役割を果たす彼女の存在は、富平が「制度×生活×経済×法的戦略」の交差点として機能していることを象徴している。

6) 外国人労働者支援センターは労働部の管轄下で、韓国の労働法、契約、出入国管理制度、保険などに関する指導、9か国語の通訳、韓国語教育およびその他の研修、健康診断および歯科検診、仕事情報、韓国文化講座など、韓国での生活に困難を抱える外国人労働者を支援するために運営されてきた。2004年12月に最初のセンターが開設されて以来、全国9か所の本部と35か所の地域センターに拡大していたが、2024年度に政府予算が打ち切られた (*The Korea Herald*, 'Korea to shut down foreign worker support centers despite labor expansion', Sept. 14, 2023)

(2) 慶尚南道金海：多国籍生活圏における定住化の模索

金海市中心部に位置する東上洞には、旧市街一帯“外国人街”が広がる。金海市庁から北へ伸びる古い商店街を起点に、複数の通りに外国人向けの店舗が軒を連ねる。街路に足を踏み入れるとアラビア文字に似た中東系の表記、中央アジア系のキリル文字、南アジア系の英語混じりの看板、ベトナム語の表記が視界に散らばり、どの言語が主なのか判断できないほど多国籍の文字が重なっている。韓国語は背景に退き、街の視覚的な主導権はむしろ外国語が握っている。通りを行き交う人々も、韓国人より外国人のほうが明らかに多い。中央アジア系の男性グループ、南アジア系の若者、中東系の家族連れ、ベトナム語で談笑する女性たち、韓国語がほとんど聞こえないほどである。街路そのものが“多国籍の生活動線”として機能している。東上洞は、歩いた瞬間に“外国人街”であることが分かるほど明確な空間だが、同時に、どの国籍も街を支配しない。街全体は多国籍生活圏として成立しており、ミャンマー移民はその中の一つの層として存在している。

①「多人種・多文化」都市：金海市の形成基盤

韓国の工業都市では、2000年代以降、工業団地周辺に外国人労働者が集中居住し、彼らの生活需要に応じて飲食店、雑貨店、送金サービスなどが自生的に集積し、エスニック・コミュニティが形成されてきた (Park 2017)。金海市においても、2000年代前半 E-9労働者を中心とする外国人労働力が本格的に流入し、外国人街が自然発生的に形成された。金海の外国人街は単なる「多文化空間」ではなく、アジア域内の移動が交差する“メガアジア的生活圏”として再編されつつある (Jung et al. 2024)。経済協力開

発機構 (OECD)「多人種・多文化国家」の基準は5%であるが、2024年現在で東上洞では外国人比率が18.3%に達し、地域によっては20%に迫る高密度の外国人集住が確認されている⁷⁾。

金海市では、外国人住民を対象とした公的支援が充実している。金海市では伽倻グローバルセンターに、外国人労働者支援センター、警察の多文化治安センターといった複数の支援機関が連携し、生活相談、労働問題、法的保護、治安対応、韓国語学習といった多層的な支援を提供している。また、移民らの互助組織も複数存在する⁸⁾。ミャンマー移民の互助組織としては、Myanmar Workers Shelter や Care Myanmar Center がある。

すなわち、金海市に形成されていた外国人生活圏の基盤が、2021年以降に急増したミャンマー人労働者・留学生・女性層の受け皿として機能し、金海市における多層的な定住空間の形成を支える重要な要因となっている。

②ミャンマー移民の起業事例

金海市におけるミャンマー人の集積は、単に人口が増えたというだけではなく、男性労働者の巨大な基盤に、女性層・知識層・若年層が多層的に合流することで、多層的な社会構造を形成している点に特徴がある。金海市とその周辺には2010年代から E-9男性労働者が多数流入しており、彼らは長期滞在を経て点数制を活用し、

7) 行政安全部のデータに基づいた中央日報日本語版の報道による。金海市全体の外国人比率は4%であり、全国平均 (3.7%) を上回っている。(中央日報日本語版「韓国の未来? 「金海の梨泰院」を見よ…伝統市場には東南アジアの店140軒がざらり (1)」2024年5月1日 <https://japanese.joins.com/JArticle/318115> 2025年9月30日閲覧)

8) 金海市役所のHPには、外国人支援施設やシェルターの一覧が掲載されている。(<https://www.gimhae.go.kr/08772/08802/08806.web> 2025年8月30日閲覧)

E-7やF-2へと在留資格を上昇させてきた。こうした上昇移動は、単なる制度上の変化ではなく、労働者が自らの生活基盤を拡張し、経営主体へと転換していくプロセスとして現れている。

長らく当地では、ミャンマー人対象の店舗は2010年に開業したレストランー店舗のみであったが、2022年以降ミャンマー食材を扱う雑貨店が複数開店したほか、2024年以降2025年9月までに新たにミャンマー料理店4店舗が開業した。ここから、男性労働者層を基盤としつつ、家族である女性、留学生層や専門職層の合流が確認できる。以下はこのうち4店の料理店での事例である。

東上洞で最も古く2010年に開業したミャンマー料理レストランAの事例は、その典型である。オーナー夫婦は共に40代。夫は2006年に旧研修生として来韓し、在留資格を更新しながら働き続け、特別活動E-7を取得した。妻はミャンマーの通信制大学を卒業後、ヤンゴンの韓国系企業で勤務していたが、釜山の大学院に留学(D-2)し、修士号取得した。現在は、夫婦ともに居住ビザF-2を取得しており、ミャンマーとの貿易会社を経営している。レストラン店内では、ミャンマー食材などを販売している。子ども二人と共に生活拠点は韓国にあるが、頻繁にミャンマーと往復している。韓国での生活への満足度は高いが、友人はいないという夫婦の語りは、移民の定着と孤立が併存する移民の生活世界を示している。

2025年7月に開業したレストランBは、30代の夫と20代の妻が経営している。夫は2013年にE-9(196/200点)で来韓し、E-7を経てF-2へと上昇移動した。妻は現在大学に在学する、留学生(D-2)である。

以上のレストランA、Bの店舗は、一部に限られた特殊事例と見るべきではない。むしろ、

本稿第1章で述べた通り、近年のE-9労働者は極めて厳しい選抜試験を勝ち抜いた学習能力の高い若年層で構成されている。彼らが持つ潜在的な資本が、具体的な起業や資格上昇という形に可視化され始めたと解釈できる。つまり男性労働者の有する個別の人的資本が、韓国社会で通用する経済・文化資本へと転換され、それら資本基盤に家族を呼び寄せて店舗経営という経済資本の形成へとつなげる、ブルデュー的意味での資本の再生産と転換を主体的に実践している姿として捉えられる。

次に紹介するレストランC、Dは、知識層と留学生層の参入事例である。2025年8月に開業したレストランCのオーナー(30代男性)は、韓国の大学を卒業したITエンジニアで、F-2ビザを取得している。同店のアルバイト点員の女性Kさんは人道的配慮G-1資格であった。Kさんはヤンゴン工科大学卒のITエンジニアで、2024年まで日本のIT企業で勤務していたが、釜山の工場勤務する恋人(E-9)が勤務中に負傷して入院したため、看病のために観光ビザで来韓しそのまま留まった。G-1を取得し、現在は韓国語を学びながら、就職活動を行っている。

2024年6月に開業した食材雑貨店を併設するレストランDの20代女性オーナーは、留学生(D-2)である。2018年にEPSで来韓した工場労働者(E-9)の夫を頼って、2022年に来韓した。留学生には自営が認められないが、彼女は居住ビザ(F-2)を持つ男性の名義を借りて店舗を営んでいる。名義料について尋ねたが回答は得られず、こうした実践が非公式であることがうかがえた。これは、制度の制約を回避しながら起業を実現する、移民の戦略的行動による、主体的な資本転換のプロセスと位置づけられる。

また、事例A、B、Dにおいて、妻はいずれも大卒で留学ビザで来韓しているが、家族帯同が

認められない在留資格の制度的制約を迂回した知識層の家族結合として位置づけられよう。

こうした事例は、金海におけるミャンマー人社会が、男性労働者中心の単層構造から、家族帯同、留学生、専門職、G-1滞在者といった女性層・知識層を含む多層構造へと転換していることを示している。

③在留資格の変更と韓国語学習

こうした多層化を支えているのは、韓国政府の制度運用の柔軟性である。外国人労働者支援センターでの聞き取りによれば、政変後、ミャンマー人によるE-9からE-7-4への資格変更申請が顕著に増加している。担当官を務めるミャンマー人女性（結婚移民）は「行政書士を使わなくても、書類が揃えば資格変更は容易で時間もかからない⁹⁾」と述べており、柔軟な制度が移民の上昇移動を後押ししていることが分かる。

こうした制度に則った在留資格の変更による滞在長期化の可能性が開かれていることは、若年層の語学学習意欲を喚起している。Care Myanmar Centerは、週末に無料の韓国語教室を運営しており、E-9、D-2、D-4、G-1といった多様な在留資格を持つ若者が通っている。彼らは立場も滞在目的も異なるが、共通して韓国語能力の向上を強く志向している。

この韓国語学習の実践は、ダーヴィン・ノートン (Darvin & Norton 2015) が提唱した投資モデルの観点から理解できる。金海の若年層にとって、韓国語能力はE-9からE-7-4への資格上昇、さらには家族帯同や起業といった将来的な選択肢を可能にする制度的資源へのアクセス手

段である。彼らの学習実践は単なる言語習得ではなく、法的地位という象徴資本を獲得するための、戦略的な投資行動として機能している。

しかし、この投資は、単なる希望に満ちた自己実現ではない。そこには、母国の政情不安から帰国という選択肢を奪われ、韓国への定着を余儀なくされているという、アンビバレント（両義的）な葛藤が内包されている。彼らにとって韓国語の習得は、自発的な自己研鑽であると同時に、切実な適応戦略という側面を併せ持っている。さらに、ダーヴィン・ノートンがアンダーソンの「想像された共同体」を援用して論じた「想像されたアイデンティティ (imagined identities)」の概念は、若者たちの学習動機を説明する上で有効である。彼らが共有する将来の生活世界——韓国での就職、資格上昇、家族の呼び寄せ——は、韓国語習得を通じて参加可能性が開ける。若者たちの集団的な韓国語学習の実践は、単なる教育活動ではなく、韓国における将来像を形づくる投資であり、共同体への参加を準備する行為としての意味を持つ。

また、こうしたミャンマー人の増加に伴い、受け入れ側の市場構造も再編されている。韓国企業や金融機関はミャンマー語話者を雇用している。大手外国人求人サイトにはD-2、D-4、F-6、F-1、F-2、F-3など多様な資格を持つミャンマー人が応募可能な求人が掲載されている¹⁰⁾。これは、移民側だけでなく受け入れ側の市場がミャンマー人の存在を前提に再編されていることを示している。

なお、富平ほど重要ではないが、金海にも政

9) 金海には、移民らの在留許可変更を主たるサービスとする行政書士事務所が多数存在する。E-9からE-7への変更手続きでは、行政書士費用は凡そ300万ウォンである。

10) KOWORK (<https://kowork.kr/en>、2026年1月30日最終確認)。2024年にリリースされたKOWORK公式アプリは、現在も韓国最大の外国人採用支援プラットフォームの一つとして運営されている。

治的基層が存在することにも触れておきたい。Myanmar Workers Shelter にはアウンサン将軍やアウンサンスー・チー氏の写真、NLDの旗が掲示され、図書館が併設されている。2017年のロヒンギャ問題の際には襲撃事件も発生しており、金海が単なる労働移民の集積地ではなく、政治的ネットワークが地方にも浸透する空間であることがわかる。

以上のように、金海市におけるミャンマー移民の多層的集積は、男性労働者の巨大な基層、家族帯同層、留学生・専門職層、制度の柔軟性とその縫い目の活用、政治的基層、若年層の流入が相互に作用することで生じた現象であると言える。

(3) 小括

本章では、富平および金海におけるミャンマー人の在留構造の変化を検討した。両地域の比較から浮かび上がるのは、それぞれの歴史的基層に応じた特徴の相違である。富平は、1990年代以降の政治難民層を基層とし、市民運動組織や支援機関が集積することで政治的公共圏としての性格を持つと同時に、相談員や互助組織を通じた制度アクセスのハブとして機能している。他方、金海は2000年代以降に形成された多国籍労働者集住による“メガアジア的生活圏”を基盤とし、男性労働者層への女性・留学生層の合流による上昇移動が顕著に見られる。

しかし、在留資格構成の多様化という点では両地域に共通性が見られる。E-9資格を中心とする労働移動に加え、D2、D4、E-7、F-2、G-1など多様な資格の増加、さらにジェンダー構成の変化は、韓国におけるミャンマー人の滞在が短期的・循環的な労働移動から、より持続的な滞在へと重心を移しつつあることを示している。この意味で、同胞ネットワークという社会関係

資本は、特定の在留資格の取得を目的とするのではなく、制度的枠組みを通じて滞在の時間的延長を可能にする媒介として理解できる。本章で確認された地域差は、その媒介のあり方が一様ではないことを示しつつも、全体としてミャンマー移民構成の多層化と長期滞在化の方向を指し示している。

おわりに

本稿が示したように、韓国におけるミャンマー移民の在留構造は、2021年の政変後の流入拡大を契機として、従来の出稼ぎ労働者（E-9）という単一層から、留学生や熟練技能者、人道配慮者を含む多層的構造へと変容したことが明らかとなった。この変容は、帰国の選択肢が制約された状況のもとで、個々の移民が保有する人的・社会的資本を、韓国政府の制度変化を媒介として、将来の定着可能性に向けた投資として再編し、より上位の法的地位へと再構成していった結果であると言える。なお、こうした多層化を支える媒介者として、結婚移民の役割にも触れておきたい。富平や金海の事例が示すように、安定した法的地位を持つ結婚移民女性たちが、支援機関の相談員や起業家として同胞と韓国社会を橋渡しする機能を果たしている。

富平と金海という二つの集積地は、それぞれ政治的基層と実体経済の基盤を持ちながら、多様な主体が重層的に交差する空間へと変容した。興味深いのは、これら二つの集積地域が、直接的な同胞ネットワークで緊密に結びついているのではなく、むしろそれぞれ異なる原理で動く独立した二つの極として韓国内に並存している点である。この二極の併存は、現在のミャンマー移民社会が単一の労働力集団を超え、政治・情報・経済・生活といった多面的な機能と厚みを

備えた、多層的な定住主体へと変容したことを象徴している。

そして、こうした変容の根底には、移民自身の主体的な選択がある。労働者たちが母国の政情不安のもとで帰国しない選択をしたとき、彼らの経済活動の焦点は、送出地への送金（還流）から、移動先社会における定着と資本形成へとその性質を変えるのである。この転換こそが、ミャンマー移民を一時的労働力から多機能な定住主体へと押し上げ、韓国社会の内部に新たな社会的・経済的空間を創出している。

本稿の理論的貢献は以下の三点に集約される。第一に、エレル (Erel 2010) が示した文化資本の再構成理論を、東アジアの非熟練労働移民に適用し、法的地位そのものが資本転換の対象になるという従来の議論では十分に説明されてこなかった動態を明らかにした点である。第二に、ダーヴィン・ノートン (Darvin & Norton 2015) の投資モデルを韓国の在留資格制度という具体的な制度的文脈に拡張し、ミャンマー移民の韓国語学習への投資が文化的資源の獲得にとどまらず、長期の在留資格という制度的資本を獲得する動態を明らかにした点である。第三に、富平と金海という形成時期と基盤が異なる二地域の比較を通じて、移民らの資本転換のプロセスが地域の文脈に応じて異なる経路をたどりつつも、共通して多層的な定住主体へと変容する動態を示した点である。

しかし、その変容が実を結ぶかどうかは、移動先社会の側にどのような空間と制度が開かれているかに依存している。近年、人口減少が深刻な地方自治体の中には、外国人の受け入れを地域再生の戦略として位置づける動きも見られる¹¹⁾。例えば、慶尚北道英陽郡は2025年に UNHCR と協力してミャンマーのカレン族難民約10家族を再定住させる計画を発表したが、一部住民の反

対や安全面への懸念から白紙化された¹²⁾。これは、制度的な受け入れ意欲が存在しても、地域社会の受容性が伴わなければ定住空間は形成されないという課題を示している。

もっとも、本稿の分析はあくまで移民側の主体的な滞在戦略と在留構造の変容に焦点を当てたものであり、受け入れ側である韓国人住民の意識や、地域社会における具体的な摩擦の実態については検討できていない。制度的柔軟性が定住空間の形成を促す一方で、英陽郡の事例が示唆するように、住民とのコンフリクトが定着の障壁となる可能性もある。移民が「地域社会の構成員」として真に統合されるプロセスを明らかにするためには、住民側の受容性と相互の長期的葛藤に関する実証的分析が、今後の重要な課題として残されている。

この点は、急速な人口減少に直面する日本にとっても重要な示唆を与える。日本では、外国人労働者の受け入れが拡大する一方で、資格上昇のルートや地域社会の受容性は依然として限

11) 2022年から、人口減少地域に限定して、外国人労働者に在留を認め、当該地域に5年間居住すれば在留資格「居住 (F-2)」を発給する制度 (地域特化型ビザ制度) が運用されている。更に2025年には、地域特化型の特定活動 (熟練技能) E-7-4R が新設された。例えば、慶尚北道は、これらの制度を利用し、外国人労働者の誘致を進めている。(慶尚北道庁「2025年地域特化型ビザ事業で外国人の人材を募集」https://www.gb.go.kr/Main/jpn/page.do?mnu_uid=6417&dept_code=&dept_name=&BD_CODE=gb_jap_new&bdName=&cmd=2&Start=0&B_NUM=503208101&B_STEP=503208100&B_LEVEL=0&key=4&word=&p1=0&p2=0&V_NUM=225&tbbscode1=gb_jap_new 2026年2月1日閲覧)

12) *The Korea Times*, County seeks to host Myanmar refugees amid population cliff (March 14, 2025) および *DVB (Democratic Voice of Burma)* South Korea cancels Myanmar refugee resettlement plan from Thailand's camps. June 14, 2025, (<https://english.dvb.no/south-korea-cancels-myanmar-refugee-resettlement-plan-from-thailands-camps/> 2025年12月10日最終アクセス)

定的である。外国人労働者が、経済活動の重心を送出地への還流から移動先社会での定着と資本形成へと移しつつある現在、受け入れ側がどのような空間と制度を開くのが、移民の定着可能性を大きく左右する。韓国の事例は、移民の主体的な多層化が、受け入れ側の制度設計と地域社会の受容性によって支えられると同時に、制約も受けることを示している。日本においても、移民を一時的労働力としてではなく、地域社会の構成員として迎え入れるための制度的・空間的基盤の整備が、今後の重要な課題となる。

引用文献

(英語文献)

- Bourdieu, P. (1986). The forms of capital. In J. Richardson (Ed.), *Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education*, 241-258. New York: Greenwood Press.
- Darvin, R., & Norton, B. (2015). Identity and a model of investment in applied linguistics. *Annual Review of Applied Linguistics*, 35, 36-56.
- Erel, U. (2010). Migrating cultural capital: Bourdieu in migration studies. *Sociology*, 44 (4), 642-660.
- Kim, H. M. (2012). 'Life on probation': Ambiguity in the lives of Burmese refugees in South Korea. *Asian and Pacific Migration Journal*, 21 (2), 1-24.
- Lee, J. J., Bak, C. S., Jang, J. H., Kim, H. W., & Chung, J. K. (2021). South Korea's response to the Myanmar military coup in 2021. *Journal of Contemporary Issues in Business and Government*, 27 (3), 1243-1250.
- Lee, S. K. (2018). From political activists to social entrepreneurs: Burmese refugees in South Korea. *Journal of Refugee Studies*, 31 (3), 371-395.
- Park, J. H. (2025). From finding to making Jari: The Return of Burmese political refugees From South Korea. *Population, Space and Place*, 31 (1), e70166.
- Park, Sohoon (2017). Contentious politics in the nascent formation of ethnic communities in Korea, *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol.43, No.13, pp.2239-2259.
- Thazin Moe (2025). *A study on opportunities and challenges of workforce mobility under Employment Permit System (EPS)*. Master's thesis, Yangon University of Economics.

United Nations High Commissioner for Refugees (2017). *Review of the pilot resettlement programme in the Republic of Korea*. <https://www.refworld.org/policy/strategy/unhcr/2017/en/120662> (2026年1月10日ダウンロード)

World Bank 2024. *Myanmar Economic Monitor, December 2023: Challenges Amid Conflict*. World Bank. <https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/41042> (2025年12月10日ダウンロード)

(韓国語文献)

Hyunjoo Jung, Ilhong Ko, Woo Jin Shim, Kim jeongseop (2024). Rethinking multicultural space from a Mega-Asian perspective: Using Gimhae city's foreigner street as an example. *Journal of Humanities*, Seoul National University, 81 (4) 383-424: (in Korean with English abstract)

대한민국 법무부 (2023). 『제4차 외국인정책 기본계획 (2023-2027)』(法務部出入国・外国人政策本部『第4次外国人政策基本計画 (2023-2027)』). <https://www.immigration.go.kr/bbs/immigration/226/578947/artclView.do> (2026年1月10日ダウンロード)

법무부 (2025) 『2024출입국·외국인정책통계연보』 법무부 (法務部 『2024出入国・外国人政策統計年報』) <https://www.immigration.go.kr/bbs/immigration/228/596464/artclView.do> (2025年12月10日ダウンロード)

(日本語文献)

加藤 真 (2025) 『韓国、台湾の低・中熟練外国人労働者受入れ政策動向 ～2024年以降の動きを中心に～』三菱リサーチ&コンサルティング https://www.murc.jp/library/report/seiken_250627/ (2026年1月30日ダウンロード)

宣 元錫 (2014) 「在韓ビルマ人ネットワークと母国につながる「移住民市民運動」」根本・宣・梶村『在外ビルマ人コミュニティの形成と課題：日本と韓国を事例に』上智大学アジア文化研究所, 27-47.

深川博史・水野敦子 (2022) 『日韓における外国人労働者の受入れ：制度改革と農業分野の対応』九州大学出版会

水野敦子 (2025) 「マレーシアにおけるミャンマー移民労働者の拡大—交錯する法的ステータスと移民ネットワーク」『マレーシア研究』14, 1-32.

(データベース)

Department of Labour 'Overseas Employment', Myanmar Statistical Information Service, Statistical Database <http://mmsis.gov.mm/> (2025年1月30日最終アクセス)

법무부. 「시군구별 및 국적(지역) 별 등록외국인 현황」(法務

部「市郡区別及び国籍（地域）別登録外国人現況」
韓国国家統計ポータル KOSIS <https://kosis.kr>（2025
年1月30日最終アクセス）

법무부, 「이민자체류실태및고용조사」(法務部「移民者滞在
実態及び雇用調査」) 韓国国家統計ポータル KOSIS
<https://kosis.kr>（2025年1月30日最終アクセス）
법무부, 「국적 / 체류자격별 외국인 입국자 (월간, 연간)」(法

務部「国籍／在留資格別外国人入国者（月間、年
間）」韓国国家統計ポータル KOSIS <https://kosis.kr>
（2025年1月30日最終アクセス）

謝辞

本研究は、JSPS 科研費（課題番号：23K28313）の助
成を受けたものである。